

大学教育におけるテレビ・アーカイブの利用 —放送番組センターの大学向け番組ストリーミングサービス—

鈴木 貴尚*

はじめに

横浜に、放送法に基づいて運営されている放送番組専門のアーカイブ施設「放送ライブラリー」がある。そこでは、収録している放送番組をストリーム送信して、大学などの授業に利用してもらうサービスを行っている。このサービスは、2013年に始まった。2012年4月、放送ライブラリーを運営している放送番組センターが「財団法人」から「公益財団法人」に移行し、事業の全国展開が課せられることになった。そのため、図書館などの公共施設向けと大学向けの「インターネットを使った番組利活用サービス」の実現に着手したのである。この稿では、大学など教育機関向けのサービスを中心に話を進めていく。

1. 放送ライブラリーの大学向けサービス

1) それは事業の全国展開のひとつとして始まった

放送ライブラリーでは、館内でラジオ・テレビの番組やCMなどを無料で視聴することができるが、そのためには施設に足を運ばなくてはならない。一方、大学の教員からは放送番組を教育に利用したいという強い要望があり、放送番組を利用した授業も各地の大学で試みられている。放送番組センターはそうした声に応えるため、大学構内の教室に設置した視聴端末（パソコン）から放送ライブラリーのサーバーにアクセスすることによって、授業のテーマに沿った番組を視聴することができるサービスの構築に取りかかった。

横浜の放送ライブラリーから遠隔地へ番組を送信する技術的な仕組みは、実はすでに出来上がっていた。それは「BL・クリエイター支援サービス」と呼んでいるもので、放送ライブラリーの収録番組の一部を全国の放送局員の自席のパソコンから視聴してもらい、企画・制作の参考や若手制作者の教育・研修などに役立ててもらうことを目的として2010年12月に始めたサービスである。この仕組みを応用し、番組を制作した放送局や制作会社、文芸や音楽、実演家などの権利者団体の理解を得たうえで、2013年の後期からサービス（番組を大学の授業で利用してもらうこと）を始めた。まだ「試験運用」という形ではあったが、長崎県立大学の「映像研究」の講義に4番組5本が利用された。この「映像研究」は国際情報学部の村上雅通教授（当時）が担当する映像メディア学科の授業で、受講生は2～4年生の80人。授業の内容は『映像作品を分析し、構造的に把握することによって映像情報を読み解く能力を涵養することを目的とするもの』であった。

大学の教室ではパソコンを使って番組を視聴する。教員が放送ライブラリーの専用サイトにアクセスし、そこに用意された番組を視聴するという仕組みである。事前に、村上教授から「授業内に

*すずき たかなお 公益財団法人放送番組センター アーカイブ・事業グループ 副主幹

番組全編を視聴することは時間的に難しい。授業の前後に、学生たちに番組を視聴させることはできないか」との相談を受けていたことから、番組は、授業を行う教室のほかに、大学構内の特定の教室にある限られた台数のパソコンからも視聴できるようにした。視聴可能な期間も授業実施期間に合わせて設定していたので、学生たちは予習・復習のために視聴することができたわけである。図1に示したように、この大学向けサービスは、2019年度末までの7年間に、延べ24校で135本の番組が利用された。

(図1)

事業の全国展開

【経緯】

2012年度 放送番組センターが公益財団法人へ移行
事業検討委員会を設置し、事業の全国展開などについて議論。

2013年度 公共施設ならびに大学への番組送信の試験運用開始
・市川市文学ミュージアム（上映会）、長崎県立大学（国際情報学部「映像研究」）

2014年度 各権利者団体と著作物利用に関する覚書締結

2015年度 理事会の諮問を受け、全国展開推進部会を設置し、全国展開の事業推進案を答申。
・NHK・民放連・ATPと、公共施設・大学への番組送信について協定を締結（2016年3月）

2016年度 本格運用開始

2019年度 中学・高校での番組利活用について、2019年度、学校等教育関係者らに対しヒアリング調査を実施し、第2回番組保存委員会で調査結果を報告、試験運用開始を了承。

2020年度 利用要望のあった高校に対し、試験運用を開始。
コロナ禍における大学など教育機関の番組利活用について「在宅授業」対応を開始。現在に至る。

【2013～2019年度までの利用実績】（延べ数）

<p>■ サテライト・ライブラリー</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>個別視聴</td> <td>13施設</td> <td>利用番組数</td> <td>267本</td> </tr> <tr> <td>上映会</td> <td>19施設</td> <td>利用番組数</td> <td>202本</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>延べ利用者数</td> <td>14,151人</td> </tr> </table>	個別視聴	13施設	利用番組数	267本	上映会	19施設	利用番組数	202本			延べ利用者数	14,151人	<p>■ 大学等での利用</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>24校</td> <td>30授業</td> <td>延べ受講者数</td> <td>1,670人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>延べ利用番組数</td> <td>135本</td> </tr> </table>	24校	30授業	延べ受講者数	1,670人			延べ利用番組数	135本
個別視聴	13施設	利用番組数	267本																		
上映会	19施設	利用番組数	202本																		
		延べ利用者数	14,151人																		
24校	30授業	延べ受講者数	1,670人																		
		延べ利用番組数	135本																		

2) 乗り越えたハードル

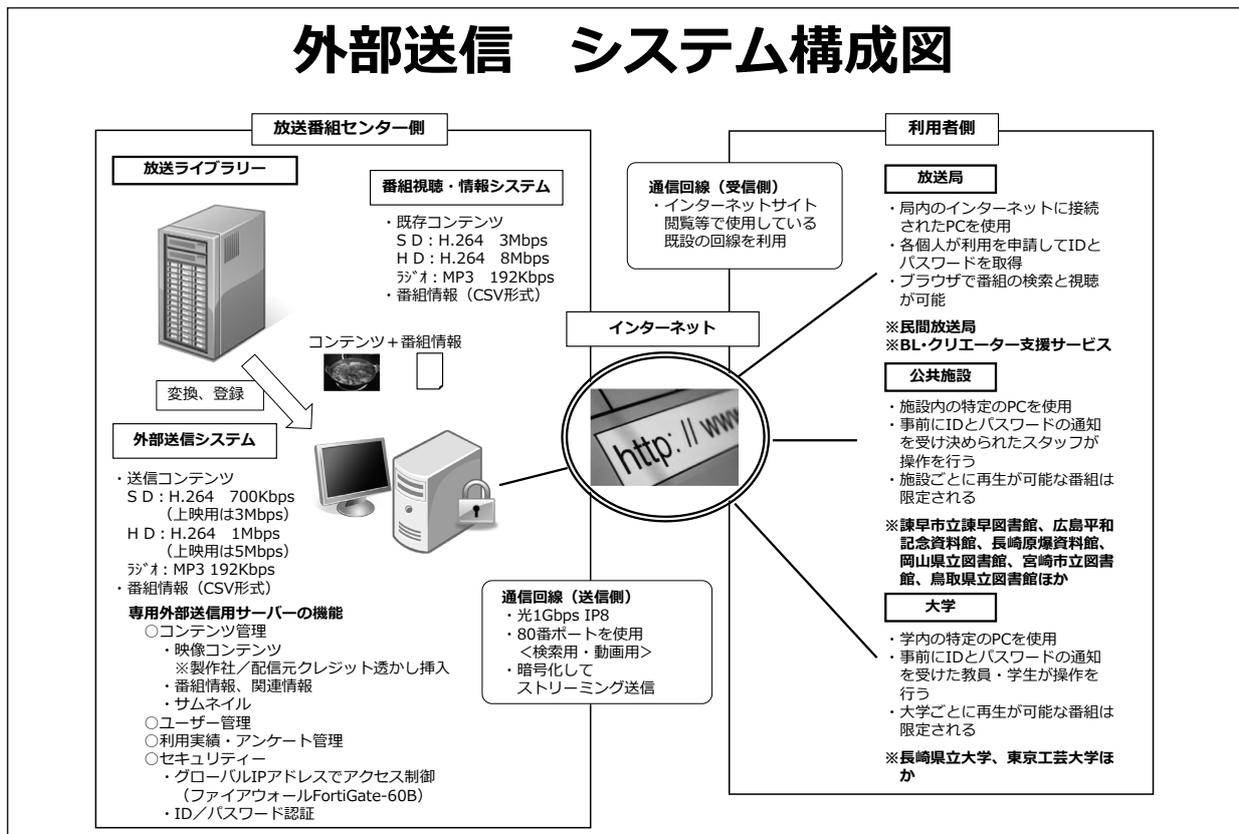
大学の授業で視聴する番組は、インターネットを使って送信される。そもそも、放送ライブラリーに収蔵されている番組は、その施設内に限り視聴に供することができるという許諾を得たものである。そのため、別の目的に使うには、番組を制作した放送局や制作会社をはじめ各権利者団体の理解と協力を得なくてはならない。具体的には、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟、全日本テレビ番組製作社連盟（ATP）、日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会、日本文藝家協会、映像実演権利者合同機構、日本音楽著作権協会（JASRAC）、日本レコード協会の9団体と放送番組センターとの間にそれぞれ協定や覚書を取り交わし、大学で利用するための申請手続きなどが円滑に行えるようにした。

交渉を始めた当初は、どの団体も「インターネットを使って番組を視聴できるようにする」という点が、一番の気がかりだったようである。不安要素として異口同音に挙げたのが、申し込んだ利用者以外に番組が漏れることはないか、利用者に番組が録画されることはないかという点であっ

た。それらに対しては、「大学側のグローバル IP アドレスを放送ライブラリーの専用サーバーに登録することによって、登録していない IP アドレスからのアクセスを拒む」、「番組はストリーム送信するので利用者のパソコンには蓄積されない」などの強固なセキュリティー対策を講じていることを詳しく説明し、理解を得た。

番組を制作した人たちもそれに出演した人たちも、番組をより多くの人に視聴してほしい、大学の教材として利用してもらえることはとてもよいことだ、と基本的には考えている。だからこそ、きちんとルールを決めて、それに則って運用していきましょうということなのである。図2は、放送番組センターから利用者までの、番組伝送システムの概略を示したものである。

(図2)

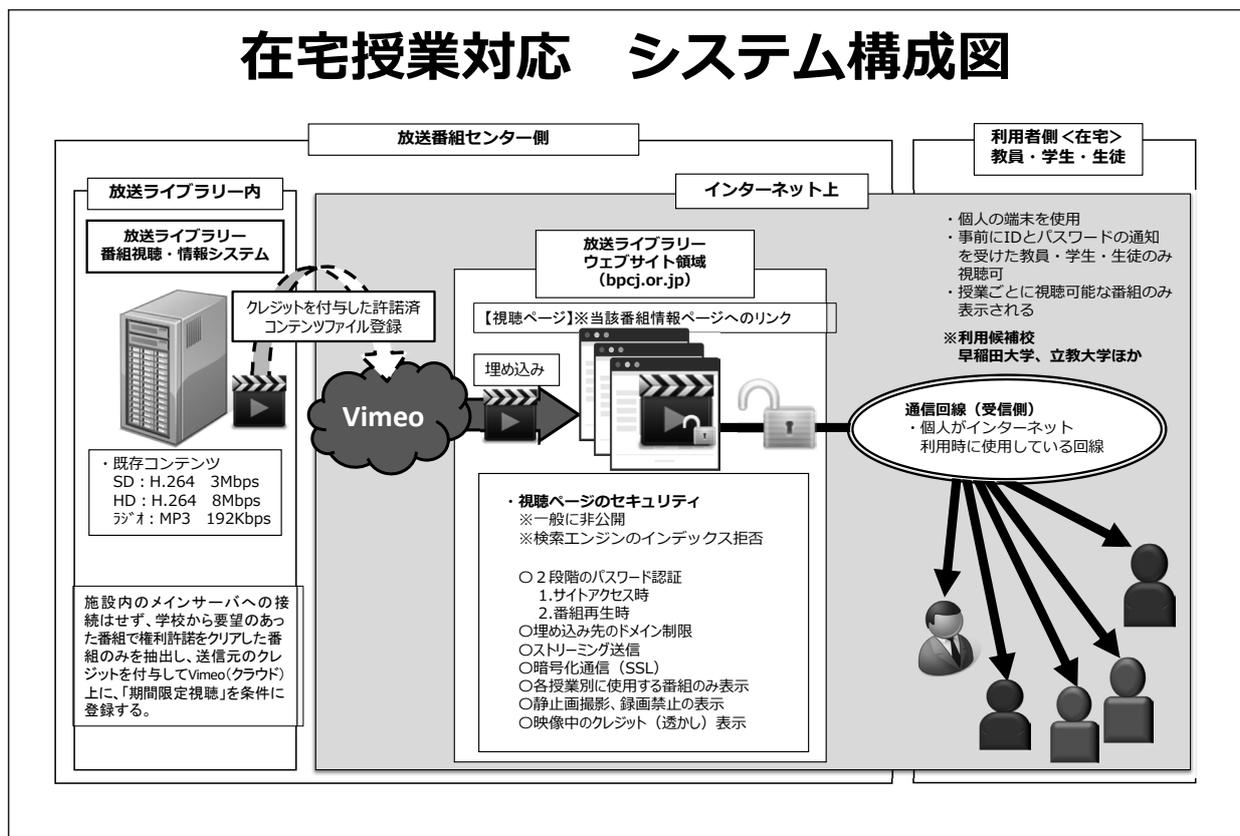


3) ここにもコロナの影響が

2020年に入って新型コロナウイルス感染症が世界的に広がり、放送ライブラリーにも集客イベントを中止せざるを得ないなどの影響が出た。大学の授業の「在宅化」、「オンライン化」が瞬く間に全国に広まった。このままでは、放送ライブラリーの大学向けサービスは利用申し込みが来なくなるのではないかとあきらめムードになった。なぜなら、大学向けサービスは「大学構内」からのアクセスを条件として関連団体と協定や覚書を結んでいるからである。そこに大学構外からのアクセスは含まれていないため、教員や学生が大学構内から姿を消してしまえば、アクセスする人がいなくなってしまふ。2020年度の利用はゼロか、と意気消沈していたところへ、大学の先生方から「オンライン授業でも番組を利用することはできないのか」という問い合わせが相次いだ。コロナ禍でも需要はあるようだ。ならば、利用してもらえるように放送局や権利者団体と交渉すればよい

ではないか。放送番組センターは急ぎよ、放送ライブラリーの運営に関する事項を審議するための機関「番組保存委員会」（委員は、全国の民放とNHKの主に編成・制作部門の役職員で構成）を臨時に開催し、この問題を諮った。その結果「セキュリティーには十分留意したうえで、オンライン授業で番組を視聴できるよう早期に対応するべきである」と議決された。早速、前述の各権利者団体との交渉を始めた。どの団体も、とてもよく理解を示してくれた。一方、番組送信はどうすればよいか、さまざまな方法を模索した。そして、「Vimeo」という既存の動画共有サイトを利用して、オンライン授業で番組を視聴することができるようにした。図3は、オンライン授業に対応した番組伝送システムの概略を示したものである。

(図3)



2020年10月、オンライン授業に対応するサービスを立教大学と早稲田大学の2校に向け、試験運用として開始した。

オンライン授業の爆発的な普及のおかげで、大学内のインターネット環境はあっという間に充実した。この大学向けサービスを始めたころは、学内にネット環境があるといっても全ての教室に行き渡っていなかったり、番組を再生するために必要な通信速度が確保できず再生がしばしば中断してしまったり、決して十分なネット環境とは言えない大学もあった。

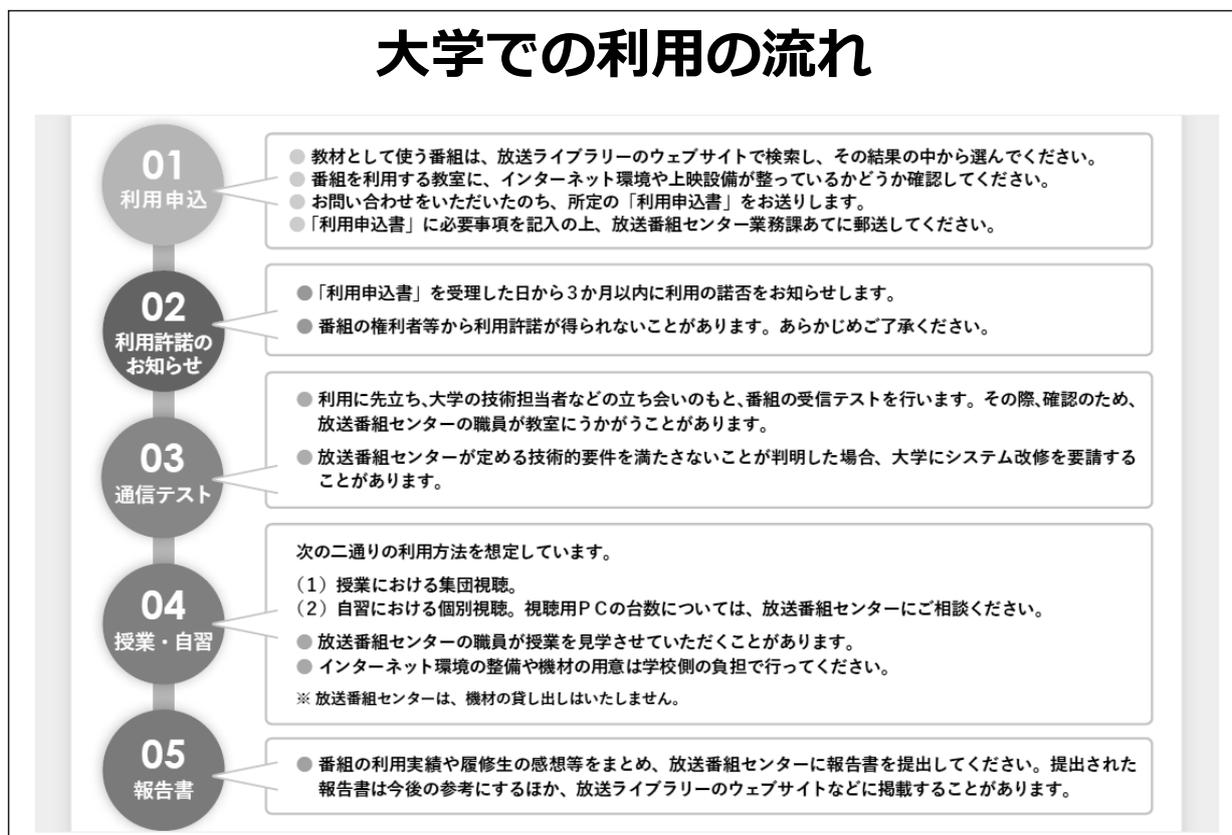
4) サービス利用の流れ

申し込みから授業で視聴するまでの手順は以下のとおりである。このサービスを申し込めるのは、大学の教員である。非常勤講師でもよい。図4に示したように、放送ライブラリーの収蔵番組

の中から授業に利用したい番組を選び、所定の利用申込書に記入して申し込む。放送番組センターは、利用申込書を受理してから3か月以内に権利処理手続きを行い、利用してもらえるかどうかを教員に伝える。放送ライブラリーの施設内で視聴できるすべての番組が、必ずしも授業に使えるとは限らない。文芸や音楽は申請すれば許諾を得ることができるが、実演家は「諾否を問う」ことが必要であるため、断られる確率がゼロとは言えないからである。ドキュメンタリーの被取材者も同じである。放送後、長い歳月を経た番組の関係者に連絡を取ることはとても困難な場合もある。これらの交渉や調査のために、3か月という時間を確保しているわけである。この間、並行して大学と放送ライブラリーとの間の通信テストを行う。利用申込書を出した教員を通じて大学のインターネット環境を管理する部署の職員を紹介してもらい、必要な手続きやインターネットを使った番組視聴のテストを行うのである。大学によっては学外へのアクセスを制限しているところもあるので、通信テストは欠かすことができない。

必要な承諾を得て「利用 OK」となった番組は、放送ライブラリーがその授業専用に用意したウェブサイトに掲載する。教員や学生は、放送ライブラリーが発行したIDとパスワードを使ってその専用サイトにアクセスし、番組を視聴する。番組は、申し込み時に設定した視聴期間に限り、視聴することができる。利用後、教員は報告書を提出する。この報告書は今後のこのサービス運営の参考にするほか、放送ライブラリーのウェブサイトなどに掲載して、利用促進に役立たせていただくことにしている。利用料は無料である。

(図4)



5) 大学向けサービスの今後の展開

大学向けサービスは、文字通り大学での利用を前提にしたものであった。ところが、サービスを始めてみると専門学校や高校からも利用希望の問い合わせが来た。そこで放送番組センターは、大学以外の教育機関（具体的には中学校以上を想定）からの利用希望にも応えられるように、各団体との間に結んでいる協定や覚書を改定することにした。2019年度には教育関係者などに対してヒアリング調査を行い、2020年度は図5に示したように利用希望の高等学校に向けたサービスの試験運用を行っている。

(図5)

中学・高校での教育利用への取り組み

■ 試験運用の実施（試験運用実施期間：～2022年3月末（予定））

[試験運用実施概要]

学校名：浦和学院高等学校（学校法人明星学園／埼玉県さいたま市）
 対象授業：2年生「現代文」
 予定期間：2020年9月～11月
 人数：660人

[利用番組]

番組名：「日本名作ドラマ ころ」(1994年10月31日放送 テレビ東京 製作・著作 カズモ)
 利用方法：授業中の上映
 高校による番組選定理由：

「2年生の現代文では、どの教科書会社も夏目漱石の「ころ」を教材として扱っている。この「ころ」は不朽の名作であり、作品の世界観をより深く理解させるためにも視聴覚教材を利用する計画を立てた。「ころ」の動画は数多あるが、同番組は非常に秀逸である。同番組は一般流通しておらず、放送ライブラリーで公開されているものしか存在を確認できないため、ぜひ視聴させていただきたい」

■ 試験運用の検証

試験運用で得た検証結果を通じ、NHK、民放連、ATPと締結している「ライブラリー業務に関する基本協定書」の改定と、各権利者団体との覚書などの改定を進める。

■ 試験運用協力校の募集

神奈川県内の中・高校にチラシを配布し、試験運用への参加を呼び掛けている。
 その他、放送ライブラリーの催事に参加した学校にも試験運用への協力を呼び掛けている。

2. 放送番組センターとは

1) それは民間放送の拡充とともに始まった

さて、ここまで「放送番組センター」と「放送ライブラリー」という、ふたつの名前が出ていて、混乱している読者がいるといけないので整理しておく。

「放送ライブラリー」とは、横浜市にあるアーカイブ施設の名称である。その運営は「放送番組センター」が放送法の指定を受けて行っている。

放送番組センターは、もともと「日本の放送事業の健全な発展を図ることを目的として、NHKと全民放テレビが共同して1968年3月に設立した財団法人」である。設立以来、教育番組や教養番組を制作したり購入したりして、全国の民放テレビ局に貸し出す、という事業を行ってきた（配給事業と呼んでいた）。当時は全国各地に2局目・3局目の民放テレビが開局したところで、自社制作では賄いきれない教育・教養番組の枠を埋める重要な役割を放送番組センターは担っていた。どのよ

うな番組を配給していたかという、まず独自に制作した番組。民放キー局や制作会社から企画を募り、制作を委託。完成した番組は3年から5年の間、全国の民放局に貸し出され、系列に関係なく放送された。次に海外のテレビ番組を購入して日本語版を制作。そのほか、NHK や民放の番組を改題して（時にはそのまま）配給することもあった。やがて各局の制作体制が整ってきたため、放送番組センターの事業としては一定の役割を果たしたと判断、2008年度末をもって終了した。以後、放送番組センターの事業は「放送ライブラリー事業」に一本化された。

当時の配給番組のうち、放送番組センターが制作して著作権を持つ番組（制作番組と呼んでいた）と、放送番組センターが制作費の半分を補助して放送局が著作権を持つ番組（協賛番組と呼んでいた）については、現在、少しずつではあるがデジタル化・放送ライブラリーでの一般公開を進めている。これらの番組は地味ではあるが、日本の放送史の一角を支えた“証言者”であり、当時の社会や人々を記録した貴重な映像資料である。とはいうものの、放送後半世紀近くが経過しているため、原版（当時は16ミリフィルムで制作し、プリントを配給していた）が廃棄されたり、劣化が激しくて再生できなかつたりする番組も少なくない。

2) 放送ライブラリー事始め

1980年代に入り、日本のテレビ放送が30歳を迎えようとしたころ、過去の放送番組を図書館のように管理・活用する活動が注目されるようになった。アメリカ・ニューヨークの放送博物館（現ペイリー・メディアセンター）やフランスの国立視聴覚研究所を参考に、日本にも放送番組のアーカイブ施設を作ろうという動きが起きた。NHK と民放・両者の番組を扱っていたことから、放送番組センターがその放送番組アーカイブのいわば活動拠点として、受賞番組の調査や保存を始めた。

1991年、放送番組センターは放送法の指定を受けてアーカイブ事業を本格的に開始。10月26日、横浜・みなとみらい地区に「放送ライブラリー」を開館した。放送ライブラリーは、1989年に開かれた横浜博覧会で「横浜館」として使われたドーム型の建屋に間借りする形で第一歩を踏み出した。視聴用のテレビ番組はVHSテープに、ラジオ番組（1994年に一般公開を開始）はMDに収めていた。視聴席と同じ数の再生機をラックに積み上げ、来館者の希望に応じて係員が棚からテープやディスクを探し、再生機に装てんしていた。来館者は電話帳のような冊子の中から希望番組を探した。インターネットはまだ普及していなかった。

開館当初、視聴できる番組はテレビ561本、ラジオ113本。視聴席はテレビ30台、ラジオ5台であった。横浜館があった場所には、現在、パシフィコ横浜・展示ホールが建っている。

2000年秋、現在の地・横浜情報文化センターに移転。本格的な施設として新装開館した。VHSテープは直径12センチのDVDに代わり、来館者の視聴申し込みを受け付けた係員の指令を受けたロボットアームがディスクを探し、視聴席ごとの再生機に装てんするようになった（MDは手差しのまま）。現在は、番組の動画や音声はデータファイルとしてサーバーに収められ、視聴席から検索と視聴ができる仕組みになっている。VHS や DVD の時には不可能だった「同一番組に対する複数アクセス」も可能である。来館者は視聴したい番組があるかどうか、事前に自宅から放送ライブラリーのウェブサイトを検索することができる。

3) 放送ライブラリーの現況

2020年11月現在、放送ライブラリーが公開している番組は、ラジオ4,600本、テレビ17,500本、CMはラジオ・テレビ合わせて11,600本、劇場用ニュース映画2,600項目あまりにのぼる。ラジオやテレビの番組は、放送局や制作会社から複製してもらう。それらは放送番組センターが定めた、受賞番組を中心とした「放送番組収集基準」（図6）に該当する番組である。集めた番組は、1本ずつ試写・試聴してあらすじをまとめ、出演者や制作スタッフの名前を確認する。そのような番組の基本情報は、番組を提供（複製）してもらう際に「保存番組記録表」という専用の用紙に記入してもらう。この記録表には基本情報のほかに、権利情報を書くところがある。放送ライブラリーに収め、そこで一般の人たちに無料で視聴してもらうにあたり、許諾を得る必要がある権利者などの連絡先を書いてもらうためである。放送番組センターはこの情報を元に、権利者と交渉する。ただし、前述のように、放送番組センターが協定や覚書を結んでいる団体に権利を預けている人は、その団体を通して許諾を得る。

（図6）

放送番組収集基準

下記の基準に該当する日本放送協会、一般放送事業者、放送大学
学園のテレビ・ラジオ番組で、番組保存委員会が選定したもの。

テレビ番組	ラジオ番組
<ol style="list-style-type: none"> 1. 国内および海外の賞を受けた番組 2. 高視聴率、視聴者の反響など話題を集めた番組 3. 表現技法、制作技術などにおいて 新しいジャンルを開拓した番組 4. 現代史、社会風俗、人物などの記録として 価値のある番組 5. 芸術、科学、伝統文化などの記録として 価値のある番組 6. 長期間継続して放送された番組 7. 各社が当センターにおける保存・公開を 希望した番組 8. その他、放送史の記録として適当と 認められる番組 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国内および海外の賞を受けた番組 2. 聴取者の反響、評価などにおいて話題を集めた番組 3. 表現技法、制作技術などにおいて 新しいジャンルを開拓した番組 4. 現代史、社会風俗、人物などの記録として 価値のある番組 5. 芸術、科学、伝統文化などの記録として価値のある番組 6. 音楽の記録として価値のある番組 7. 話し言葉、話術、話芸などの記録として価値のある番組 8. 長期間継続して放送された番組 9. 各社が当センターにおける保存・公開を希望した番組 10. その他、放送史の記録として適当と認められる番組
<p>—註—</p> <p>①ニュースおよびその関連番組は、収集基準の4、8に該当するものを収集対象とする。</p> <p>②保存番組に付随する資料も収集対象とする。</p> <p>③劇場用映画および外国制作番組は、原則として、収集の対象外とする。</p>	

抜粋

CMは、一般社団法人ACCから提供される。それらのCMは、ACCが主催する日本最大のCMコンクール「ACC TOKYO CREATIVITY AWARDS」（1961年に始まった「ACC CM フェスティバル」が前身）の入賞作品である。このコンクールの出品条件には『入賞作品は学校教育現場、放送番組センター、アド・ミュージアム東京など、公共的・公益的諸活動並びに場所での上映、掲出に使用します。個別権利処理を事前に行った上、関係者同意のもとエントリーしてください』と書かれている。つまり、入賞作品としてACCから提供されるCMはすべて、放送ライブラリーなど

での一般公開を承諾したものであるということである。従って、放送番組センターが入賞CMを公開する際、権利処理をすることはない。

放送番組センターの年間の事業経費は、およそ3億6,000万円である。主な財源は、民放各社、NHK、横浜市からの拠出金など基本財産100億円の運用益と、民放、NHKによる毎年の出捐金などである。(2020年度収支予算書による)

放送番組センターの主な事業は、番組の収集・保存・公開をはじめ、放送文化に対する理解を促進するための企画展示や番組上映会、公開セミナーなどの開催、そして、この稿のテーマである、大学など教育機関や公共施設などでの番組の活用である。

3. 放送ライブラリーの公共施設向けサービス

1) これも事業の全国展開のひとつとして始まった

2013年、放送番組センターは大学向けの番組ストーリーミングサービスと同時に、公共施設向けのサービス(サテライト・ライブラリーと呼んでいる)も開始した。これは主に図書館など入場無料の公共施設を想定したサービスで、放送ライブラリーの収蔵番組の中から施設の職員が選んだ番組を、専用のサイトにアクセスして視聴してもらうサービスである。今のところ、その施設にゆかりのある人物や地域に関連した番組に限定している。番組を“集客目的の材料・手段”ではなく、純粹にその施設の視聴覚資料の一部として扱ってほしいという考え方から、その施設に関連のない娯楽番組やアニメーション番組などを選ぶことはできない。

このサービスの利用第一号は、市川市文学ミュージアム(千葉)であった。同ミュージアムは脚本家の水木洋子の顕彰事業を行っていることから、彼女が脚本を書いたテレビドラマ7本の上映会を開催した。

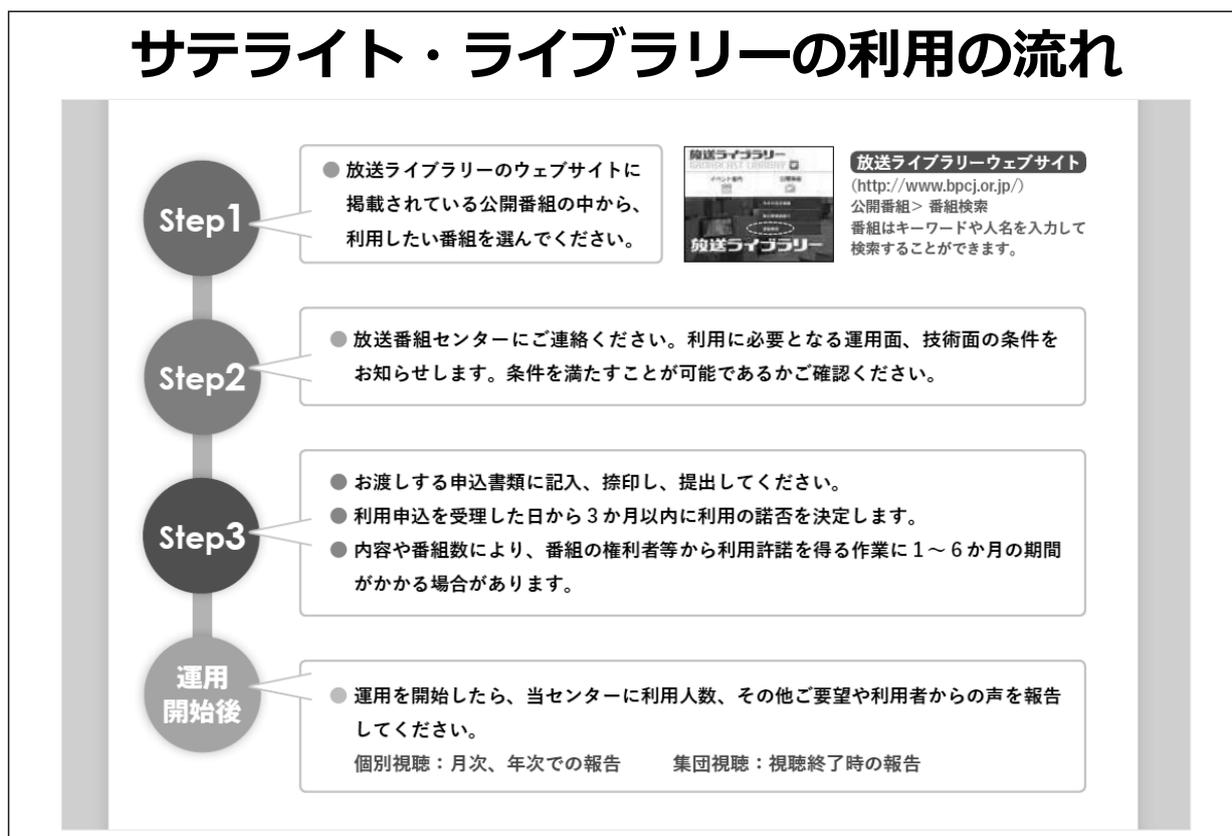
公共施設での視聴形態はふたつある。ひとつは1~2人で視聴する「個別視聴」、もうひとつは上記のような顕彰事業と連動した「上映会」である。2019年度末までの利用実績は、個別視聴が延べ13施設267本、上映会が19施設202本であった。(図1参照)

2) サテライト・ライブラリーの利用の流れ

申し込みから施設で視聴することができるようになるまでの手順は以下のとおりである。このサービスを申し込めるのは、図書館など公共施設の職員である。図7に示したように、放送ライブラリーの収蔵番組の中から、施設で利用したい番組を選び、所定の利用申込書に記入して申し込む。これ以降は大学向けサービスと同様である。放送番組センターは、権利処理手続きを行い、利用してもらえるかどうかを施設の職員に伝える。並行して施設と放送ライブラリーとの間の通信テストを行う。

必要な承諾を得て「利用OK」となった番組は、その施設専用のウェブサイトに掲載する。施設の職員は利用者の希望に応じて、放送ライブラリーが発行したIDとパスワードを使ってその専用サイトにアクセスし、利用者に番組を視聴してもらう。番組の貸し出しやコピーはできない。視聴番組の利用期限は半年。施設からの要望に応じて継続することはもちろん、追加することもできるし、入れ替えることもできる。施設の職員は、月次報告書を提出する。利用料は無料である。

(図7)



施設で利用する場合、ID とパスワードは個別視聴であっても施設の職員のみが扱い、利用者には開示しない。

3) 戦後70年の節目に

2015年、NHK 広島放送局からひとつの企画が提案された。8月6日の「原爆の日」にちなみ、広島の全民放テレビ4局と合同の番組上映会を開き、放送ライブラリーが公開している番組の中から選んだものを、上記のサテライト・ライブラリーの仕組みを使って上映することはできないかというものである。会場はNHK 広島放送局内のハイビジョンシアターと決まった。上映する番組は原爆や戦争、平和をテーマにしたものである。NHK と民放テレビ各局が自選した番組を放送ライブラリーの送信専用サーバーに用意し、それを上映した。上映するために必要な承諾を得る作業は、放送番組センターが担った。初日には映画監督の大林宣彦氏（尾道市出身）を招き、トークショーを開催した。（2017年から広島平和記念資料館のホールに会場を移した）

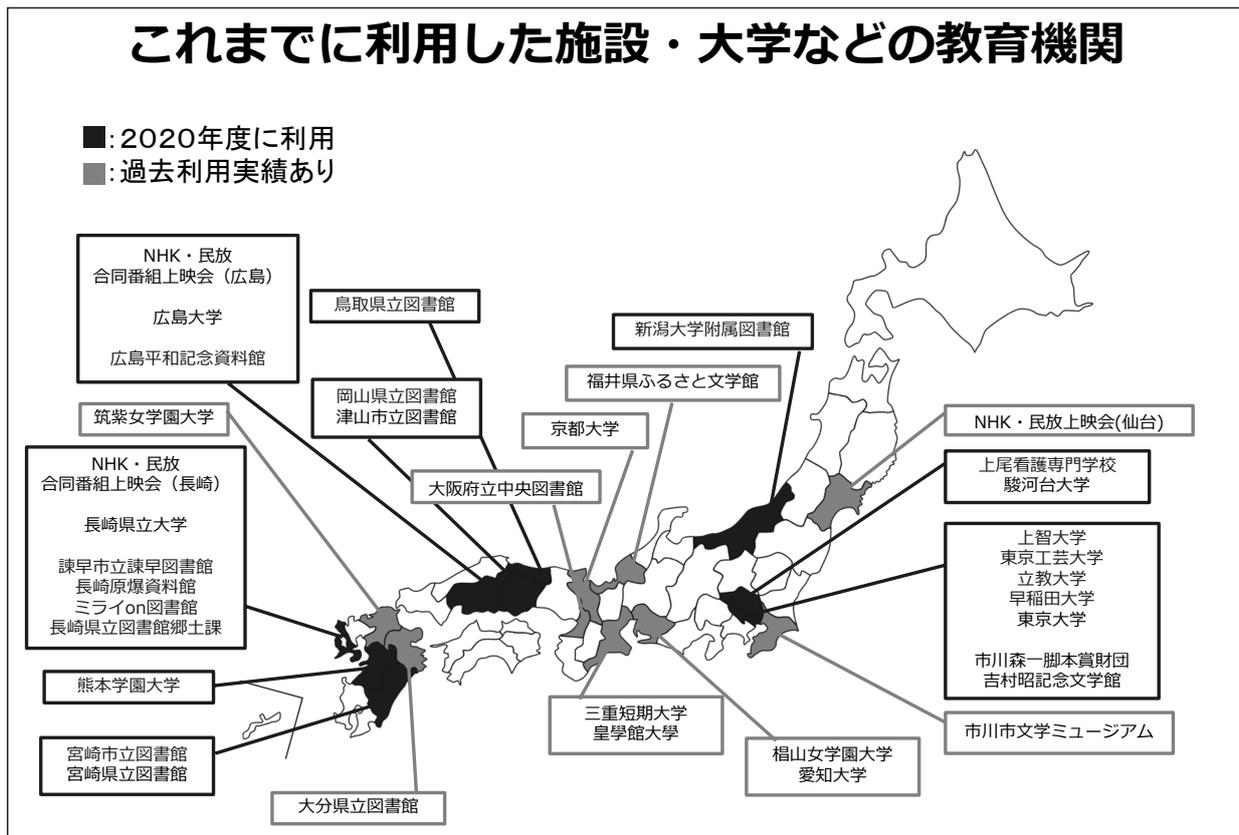
翌16年、このNHK と地元民放テレビ全局が協力する取り組みは長崎に波及し、長崎原爆資料館のホールを会場にして3年続いた。2019年3月には仙台で東日本大震災関連の番組上映会を実施した。毎年続けてきた広島も、ふたたび3月に予定していた仙台も、2020年はコロナ禍の影響で中止せざるを得なかった。

4) 公共施設向けサービスの新たな展開

公共施設向けのサービスは、前述のとおり図書館や博物館などを想定したものであった。が、実際にサービスを始めてみると、予想もしなかったところから問い合わせが来た。地域の公民館や高齢者のための福祉施設などから、昔の放送番組を「回想法」のテーマとして使うことはできないかという相談である。回想法とは、昔の写真や音楽などに触れたりしながら当時の経験や思い出を語り合う、高齢者向けの心理療法、リハビリテーションのひとつである。NHK アーカイブスでは、これに対応するサービスをすでに始めている。高齢者施設や家庭で手軽に回想法を行えるように、昔の番組やニュースの映像と、回想法の手順を示す動画を同サイトに公開している。放送ライブラリーでは、回想法については研究不足であるが、重要な利用方法のひとつだと考えている。

一方、図書館以外の公共施設として、震災や戦災を後世に伝える施設で利用してもらえよう作業を進めている。2020年度から、神戸市にある「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」での利用が始まることになっていたが、コロナ禍の影響で足踏み状態が続いている。また、沖縄県内にある戦争・平和関連の施設での利用を目指して調査を行っているところである。図8は、これまでストリーミングサービスを利用した公共施設や教育機関を地図上に記したものである。西日本からのアクセスが多い傾向を示している。

(図8)



おわりに

利用者＝放送番組センターの大学向け番組ストリーミングサービスを利用した大学の先生方からお寄せいただいた評価の中からいくつかを紹介して、この稿を閉じたいと思う。

「番組を利用した授業は大変好評で、放送番組を教材として活用した教育実践として大きな成果を得ることができた。放送ライブラリーの収録番組を大学の授業に活用できれば、授業内容の幅も広がり、より高い教育効果を上げることが期待できる」

(東京大学大学院情報学環・丹羽美之准教授、2014年度利用)

「こうしたシステムを活用することでメディア・リテラシー教育、メディア教育研究、ドキュメンタリー教育研究が大いに進むことは明らかであり、また、番組の文化的・歴史的資料としての価値を高めることができることを実感した」

(早稲田大学教育学部・伊藤守教授、2015年度利用)

「テレビが登場して、日本人がそれをどのように受容していったかという歴史を疑似体験するような形で初期のテレビ番組を学生たちに視聴させた。授業外でも所定の場所で視聴できる点が便利である」

(筑紫女学園大学現代社会学部・荒巻達也教授、2016年度利用)

「ドラマの中心課題であった“認知症”に関しては、現在では介護保険制度など社会的な支援が図られており放送当時とは大きく異なるが、その当時の社会的背景等を理解するためにはとても貴重な資料であった」

(三重短期大学生生活科学科・武田誠一准教授、2017年度利用)

「これまで音源や映像がない作品についてはシナリオや概要の紹介をしていたが、やはり音声や映像に触れた回とは学生の反応がまったく違い、本物に触れることの重要性を確認した。著作権処理などの最も大変な部分を放送番組センターに担ってもらえることは大変ありがたい。現在の基準では放送できない内容が含まれていたのも学生には驚きで、文学の問題のみならず、マスメディアの自主規制などの問題について考える機会となったことも、予想外の効果であった」

(早稲田大学文化構想学部・鳥羽耕史教授、2018年度利用)

「視聴インターフェースの分かりやすさ、授業準備のための事前視聴が可能なこと、授業の進捗の前後に合わせて視聴日を柔軟に調整できることなど、利用しやすいサービスだった」

(椋山女学園大学文化情報学部・太田智己講師、2019年度利用)

※『放送番組センター事業報告書』より抜粋。職位は当時のものです。

図9は、図書館の視聴席や番組を利用した授業の様子を撮影したものである。

(図9)

図書館や大学などでの利用の様子



諫早市立諫早図書館



大阪府立中央図書館



NHK・民放上映会(広島)



上尾看護専門学校



上智大学



筑紫女学園大学

執筆者

鈴木貴尚 (すずき・たかなお)

1961年、神奈川県出身。大学卒業後、日本広報協会に勤務。1988年、放送番組センターの職員となる。放送ライブラリー業務（番組の収集、保存、公開）をはじめ、企画展示、イベントの運営などに携わってきた。